

令和 2 年

第 4 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 17 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和2年第4回教育委員会臨時会

1 開催日時 令和2年6月17日(水) 午後5時2分 開会
午後5時46分 閉会

2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

3 出席者 教育長 志田晴美
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)
委員 富田教代
委員 篠崎和則

4 欠席者 委員 丸山陽子

5 説明のため出席した職員の職, 氏名

教育部長	増子孝伸
総合教育研究所長	春原孝政
参事(県費負担教職員担当)	橋義孝
参事兼教育企画課長	三宅修
学校管理課長	細谷康之

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 議事

議案第30号 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴う水戸市立学校管理規則の特例を定める規則【公開】

8 会議の概要

午後5時2分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和2年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第30号 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴う水戸市立学校管理規則の特例を定める規則について、説明願います。

細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 それでは、資料1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴う水戸市立学校管理規則の特例を定める規則について、御説明いたします。

制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月9日から5月24日まで、46日間学校が臨時休業となりました。

そのため、授業時数の確保が困難となり、その授業時数を確保するため、学期を現行の3学期制から2学期制とし、第1学期を4月1日から9月30日まで、第2学期を10月1日から3月31日までと定めるものでございます。

また、夏季休業日を現行の「7月21日から8月26日まで」を「8月8日から8月23日まで」と定めるものでございます。

なお、いずれも令和2年度における学期及び夏季休業日の特例とし、令和2年4月1日からの適用といたします。

2ページに、現行の水戸市立学校管理規則の一部を記載しておりますので、後ほどお目通しく下さい。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 授業時数を確保するために2学期制にするという説明でしたが、あまり変わらないのではないかと思います。1学期の終業式と2学期の始業式が削られるだけで、それ以外は2学期制にしても授業時数が大きく変わることはないのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 今回、水戸市立学校管理規則の特例を定めることについてお諮りしておりますが、まず、こうなった経緯につきまして、御説明いたします。

5月25日から段階的に学校が再開となり、6月8日から本格的に再開するということで、水戸市教育会と、子どもたちの通知表「あゆみ」の扱いをどのようにしようかと協議を進めてまいりました。6月8日から通常登校となり、子どもたちが通常の学校生活を取り戻していく、これから教師と子どもたちが関係を作っていく、そういった中で、夏季休業期間を短縮したとしても、いわゆる例年の1学期の段階で通知表を出すことは、子どもたちにとってよいことなのかという話になり、今年度については通知表を9月30日と年度末の2回出す形で進めてはどうかという協議をしてまいりました。

本来、通知表と学期は同じである必要はないのですが、保護者の方や子どもたちにとって分かりやすいということを考えたときに、通常であれば、各学期の終わりが通知票を渡す日になっておりますので、できれば、今年度につきましても同様としたいために、通知表に合わせて学期の変更に至りました。

しかし、学期の変更に至った一番の理由といたしましては、やはり子どもたちが日常の学校生活を取り戻していく中で、8月7日の段階での評価となると少し期間が短く、子どもたちにとって負担が大きくなってしまわないかという心配がありましたので、このような特例を設けることとなりました。

しかしながら、手続きの部分で、保護者の方や子どもたちに対してできるだけ早くお伝えしたいという気持ちから、予定という形ではございますが、教育委員会で議決いただく前にお知らせを保護者の方に出してしまいましたことに、大変申し訳なく思っております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 私がお聞きしたのは、先程の細谷課長の説明の中で、2学期制にする理由を授業時数の確保とおっしゃっていた部分です。通知表の件についてはまた後でお聞きするとして、3学期制から2学期制にした際に、どれくらいの授業時数が増えるのか知りたかったのです。

○志田教育長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 今回の新型コロナウイルス感染症により4月9日から5月24日まで臨時休業となってしまったので、少しでも授業時数を確保するという事で説明をさせていただきました。始業式や終業式、それから学期末の大掃除、そういった時間を割くことで、1学期の臨時休業の分を少しでも確保するためということでございます。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 うまく伝わっていないようなので、もう一度質問いたします。

臨時休業となっていた46日間は空白であったのは分かります。これについては取り返すことのできない事実ですが、6月8日から学校が始まり、例年通りの3学期制だったときと、今回の特例を設け、あえて2学期制にしたときの授業時数について、授業時数の確保という理由で特例を制定するのであれば、どれだけの差があるのですかという質問です。

46日間については過ぎ去ってしまったことなのでこれはもういいです。学校が6月8日から始まって3学期制で例年通りやった際、夏季休業期間を短くすることを前提に考えれば8月7日までがまず1学期ということになりますよね。そして、夏季休業期間が明けて、8月24日から12月31日までを2学期とし、3学期は例年通りとすればよいのではないのですか。

○志田教育長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 現行の水戸市学校管理規則ですと、1学期は7月31日までと定めてありますので、夏季休業期間を短縮し8月7日までを授業日とすると、8月1日から8月7日までの7日間が規則上では2学期になってしまうのです。

水戸市学校管理規則で今年度の夏季休業期間を決めるときに、通知表に合わせて今年度だけ2学期制に切り替えたということです。子どもたちや保護者の方に分かりやすいようにとの意図でございます。

○志田教育長 授業時数については、3学期制でも2学期制でもあまり変わらないですよ。特例を設ける理由を説明する際に、授業時数の確保と言うと話が分からなくなってしまう。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 子どもたちにとって通知表で評価をすると考えたときに、通常登校の始まった6月8日から夏季休業前の8月7日まででは、子どもたちにかかり負担がかかってしまいますので、そこを配慮した結果でございます。

○志田教育長 まず、東小川委員が聞きたいのは、2学期制と3学期制で、授業時数は結果としてあまり変わらないのではないかとということです。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 夏季休業期間を短縮することを前提に考えれば、終業式や始業式の日くらの差ではないかと思えます。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 ほぼ変わらないのであれば、なぜ2学期制にするのか保護者の方に説明をするときに、授業時数の確保という理由ではないと思うのです。

なぜ、あえて特例を設けてまで3学期制から2学期制にするのか、先程の細谷課長の説明では、授業時数の確保のためということでしたので、それでは不思議に思う人が出てきてなかなか納得していただけないと思うのです。

春原所長が言われたような、この特例を設ける本当の目的はこれですという説明をはっきりしないと、今年度の2学期制がよかったから来年度もそうすべきではないかと保護者の方に言われたときに困ってしまうと思うのです。今年度は特例だと言っても、そういった思いが保護者に蔓延してしまうと、来年度に3学期制に切り替える理由は何ですかと問い直しをされてしまうので、教育委員会としてきちんとした説明をすべきだと思うのです。

主な理由は通知表や学習評価のためなのか、子どもたちの負担を考えてのことなのか、私が思っているのは、この特例は教員の負担軽減のためではないのかということです。教員が短い期間で子どもたちを評価するのは大変だからという理由ではないのかと、保護者の方が考えてしまう心配をしているのです。

教員のときの経験ですが、私は、元々、学習評価はすぐ子どもたちに出してあげたほうが良いという考えでした。今日学習したことは今日評価して返す。だから、6月から8月の短い2か月間であっても、その期間に学習したことをその期間の評価としてすぐに返してあげる。出来ることなら、個人的には1週間を振り返って評価するくらいが良いと思うのですが、それはあまり通知表には馴染まないで、ある程度の期間をもって通知表をつけるというのが取り決めだと思うのです。8月7日までの期間が短いから2学期制にするという理由であれば、もう少し工夫をすればよいのではないのですか。例えば、通知表の中に、この部分についてはまだ学習していないので今回は評価しないといった一文を加えれば、何ら保護者は抵抗がなかったのではないのでしょうか。

また、私が一番懸念しているのは、2学期制になると1学期の期間中に夏季休業期間が入ることなのです。これまで、学期が終わったら長期の休みがあるという慣例でしたので、今回の特例で学期の期間内に長期の休みが入ったときの子どものモチベーションをどう維持するか苦労するのではないかとと思うのです。

その辺の話について、この立案の段階で何か意見等が出なかったのかどうか聞きたいのですが、どうでしたか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 東小川委員からお話があったような意見も出ました。当初は、学期を変更するという考えで集まったわけではなく、水戸市教育会の評価を検討するグループ、いわゆる通

知表をどうするか検討する校長先生方の話し合いでございました。

初めは学期の話ではなく、6月8日から学校が再開した際、子どもたちにとって適正な評価ができるのはいつになるだろうという視点で協議をし、通常の1学期の終わりである7月では厳しく、また、夏季休業期間を短縮し、授業日が8月7日まで延びたとしても、そこでもまだ難しいのではないかという意見が上がりました。

先生方の負担を軽減するための理由なのではという御意見をいただきましたが、子どもたちが6月8日から新しい生活様式でスタートをする際に、これまでとは全く違う形でのスタートとなりますので、教員が子どもたちとしっかりと関わりを持ち、授業をしっかりと進めていくこととなりますと、9月30日あたりが妥当な時期になるのではないかということで期日が決まっていた経緯があります。

その段階では、まだ学期をどうするという話は出ておりませんでした。その後、評価は2回でやりたいという案が出ました。そうしますと、通常の3学期制だと、9月30日にもらったこの評価はいったい何学期の評価なのかという疑問が子どもたちや保護者の方から出ると思います。もちろん、この評価は9月30日までの評価ですと言えば、それでもいいのかもしれませんが、1学期の評価として渡すのが9月30日だという解釈なのか、1学期と2学期途中の9月30日までの評価として渡されるという解釈なのかという部分で、子どもたちや保護者の方にすごく分かりにくくなってしまっているのではないかという御意見がありました。

○志田教育長 評価の期間を確保したかったわけですね。

現行の水戸市立学校管理規則だと、学校が再開する6月8日から7月31日までの評価をしなければならなくなってしまったため、もう少し評価する期間を確保したいということです。教職員の働き方改革とは全く別の話で、子どもたちにとってどうなのかといった視点ということですね。

東小川委員。

○東小川委員 今年度については、水戸市立学校管理規則とは異なりますが、学校が再開する6月8日から8月7日までを1学期とし、8月24日から12月31日までを2学期とすれば、3学期については変更せずそのままいけたのではないかと思います。約2か月間で評価できる学習内容を1学期の評価として通知表を渡すことはできますよね。ある程度の期間があるから評価できるということではないと思うのです。

私が一番心配しているのは、2学期として10月1日から学習したことを、3月末にまとめて6か月間の評価ですと通知表を渡されても、いったいいつ学習したことに対する評価なのか子どもはピンとこないと思うのです。2学期が長すぎて、かえって難しくなってしまうのではないかという感じがします。

以前、水戸市で2学期制の導入が騒がれたときにもその話題が出ました。他市町村の先行事例を見ると、やはり後期が長過ぎるのではないかという意見がありました。秋休みを入れたとしても、2学期が6か月間あると、その評価を1回で行うのは子どもにとって酷だという意見もありました。10月に学習した評価を3月末にもらっても、子どもたちはどのように受けとめていいのか分からないのではないかということです。

また、他市町村で2学期制を導入した学校は月ごとに評価を出すこととなったため、余計に手間がかかったとのことでした。月ごとに評価してあげないと、今学んだことを、今評価してもらっていないと子どもや保護者は考えてしまいますので、月ごとに評価を出すことになり、その結果、通知表がかなり煩雑になったという話がありました。

私は、子どもにとっては、学習したことをすぐに評価して褒めてもらえることが何より良いことだと思うのです。今週学んだこと、この単元で出来るようになったことをすぐに評価することによって、保護者の方も状況を知ることが出来ると思うのです。

さらに、2学期制にする理由を保護者に伝える際には、どのように伝えたいのでしょうか。授業時数の確保は理由にならないとなると、適正な評価をするため、しかし、早く評価してほしいと子どもが言ったときに、2学期を3月までの一括りにするのはやはり厳しいかなと思うのですが、どうでしょう。

10月から3月までの6か月を1回の通知表で評価してもらおうということは、子どもにとっても保護者にとってもこれまでにない経験ですので、例えば、教科ごとに、これはこの単元で学習したんだねということが分かるような参考資料を付けてあげないといけないと思うのです。そのようにしないと、子どもや保護者は通知表をもらった時に、10月に学んだことを3月に評価されてもどうすればよいのかという疑問が生じると思いますので、その辺を保護者にどのように説明するのかお聞きしておこうと思ったのですが、どうでしょうか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 東小川委員のおっしゃるとおり、本来、通知表は学習状況等について本人や保護者の方に伝えるためのものですので、例えば、個人面談であるとか、そういった機会があった際に子どもの取組状況を伝えていくということは必要になってくると思います。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 言葉ではもちろん分かるのですが、それは非現実的ですよね。

更に加えて言いますが、県立高等学校へ出す中学校3年生の調査書については、どのように評定するのでですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 中学校3年生につきましては、10月1日以降に頑張ったり、状況が変わる部分があると思いますので、12月末の段階での評定と生活行動について記録をつけることとしております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 小学校6年生が中学校受験をする場合も同じですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 小学校6年生につきましては、現在のところ、9月30日までの評定で対応できると思っております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 中学校3年生の高校受験用の評定、評価については、保護者の方や本人にも知らせるのでですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、知らせます。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 であれば、結局のところ、3学期制の2学期の評定と一緒にではないのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 中学校3年生についてはそうなります。10月から12月の3か月の間に頑張った部分については入試等でプラスの材料になると思いますので、きちんと評価できるようにと

いうことで確認しております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 9月30日までを1学期とし、12月末までを2学期、3学期は現行のままという案は出なかったのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、その案は出ませんでした。

繰り返しの説明になってしまいますが、6月8日から学校が再開するというので、それまで長期間臨時休業となってしまいましたので、焦らず、慌てず、しっかりと授業を行っていくということを考えたときに、通知表については9月30日までで1回、そして、年度末の2回でということに協議をしましてまいりました。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 やはり2学期が長いということが心配です。もちろん、今後、新型コロナウイルス感染症が現状のまま収まり、何事もなければということをお前提としてですが、もし、仮にまたどこかで感染拡大が起きてしまうことを想定して考え始めてしまうと、もう話はぐちゃぐちゃになってしまいますからね。何事も起きないことを前提とすれば、9月30日までを1学期とするという案については検討の余地なし。

もっとも通知を出してしまっているの、案が変更されることについては避けたいところですが、私は学期中に長期休業が入ることについて少し違和感があります。8月24日に夏休みが明けて、さあ、8月7日の続きですとって授業が始まることになるので、水戸市の先生たちにとっては今まで経験がないことですから。

話が行ったり来たりして申し訳ないのですが、1学期の終業式は実施するのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 9月30日が終業式、10月1日が始業式という扱いになりますが、恐らくこれまでのように体育館等に集まる形では実施しないと思いますので、校内放送等で対応するという案が出ております。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 この特例については分かりましたが、この特例を設けることによって変わってくる様々なことが私は見えないのです。始業式や終業式の件もそうですが、それ以外でも細かく決めたこと、例えば、中学校では月曜日に6時間目の授業を実施するなどといったことが見えてこないのです。この特例に伴って、学校がどのように変わるのか、どういった手立てをとっていくのかが見えないので、近隣の保護者の方々から聞かれた際に、うまく答えることが出来ないの、何がどう変わるのか示してほしいと思います。

ちなみに、教育委員会から学校に対して何か指示は出しているのですか。特に指示はなく、何がどう変わるのかは、各学校の工夫次第になるのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、そうです。現在の段階では、特に指示等は出しておりません。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 各学校に任せるのであれば、学校長の裁量において、通知表を出さないという学校もでてくるのではないですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 それはありません。既に各校長の総意を得ております。

○志田教育長 始業式や終業式の対応については、特に決まっていなくていいということですよ。
春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい。校内放送で対応するという案については、何人かの校長から出ている案なので、必ずそのやり方でなければいけないということではありません。式をどのように実施するのかという部分は、まだ時間もありますので、学校によってそれぞれどのように工夫できるか検討すると思います。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 工夫というのは、例えばどういったことですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 先ほどもお話しましたが、子どもたちに向けて、朝の時間等に校内放送等で校長がお話をするなどの対応が考えられます。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 私としては、やはり1学期を9月30日までにして、2学期を10月1日から12月末までという案が、現場としては一番馴染みやすい案なのではないかと思うのですが、どうでしょうか。橋参事はどう思いますか。校長経験者の意見を聞かせてください。

○志田教育長 橋教育部参事。

○橋教育部参事 まず、1学期を9月末までとする中で、従来であれば、1学期、2学期、3学期と3回出していた通知表についても、例えば、評定抜きでコメントや所見だけを入れる方法も意見としてはありました。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の騒ぎで、所見を書くべき材料、例えば、係活動や委員会活動、ほかには部活動など、新年度である1学期ならではの活動自体が行われていない状態ですので、所見を書くにしても、書くべき材料があまりないため難しいのです。

そのような話し合いの中で、せめて9月30日までを1学期とすることができれば、評価ができる具体的な事実も出てくるだろうということで、2学期制の中の前半の考え方としてまとまった形でございました。

東小川委員御指摘の後半が長いという点につきましては、以前に2学期制の導入について話が出たときにもかなり論点になりまして、評価をするには最低でも3学期間が必要ではないかという県の考え方があり、私もそれは伝え聞いているところでございます。

10月、11月、12月という3か月の区切りにしたときに、必要に迫られて出さなければならない評価がやはりあると思うのです。例えば、はっきり言えば、受験に対してどうするのかということですが、9月に一旦、客観性を持って出した評定を利用し、中学校3年生の受験に対応し12月に出し、そのほかの学年に対しては、6か月間ありますが、長い目でいろいろなものを見てあげようという考え方が校長先生方からも多かったと思います。

○志田教育長 学校現場とは十分に何度か協議を行ったのですよね。

橋教育部参事。

○橋教育部参事 はい、そうです。国、県でも言っていますが、中学校3年生、小学校6年生を最優先に考え、そこに重点を置いて決定いたしました。

○志田教育長 今日の議案とはまた別の話題になりますが、例えば、3か月ごとに評価する4学期制はどうかという発想も出てきますよね。今回のように2学期制の考えもあり、また、評価を3か月ごとに行うとなると、4学期制という発想もありなのかなと思います。その辺りは素人なので

詳しく分からないので申し訳ないのですけれども、評価をきめ細かくやるということであればそういった考えもあるのかなと思いました。

橋教育部参事。

○橋教育部参事 2学期制の後半の6か月については、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波がなければの話になりますが、延期となっていた行事等ができる部分もありますので、多面的に評価できる材料が確保できるケースもあるのではないかと話もありました。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 1学期にできなかった行事を2学期又は3学期に行うことによって評価材料が増えるというのは、話の筋が違うのではないですか。

○志田教育長 橋教育部参事。

○橋教育部参事 学習評価とは違いますけれども、通知表の総合的な所見も含めたときに、中学校3年生と小学校6年生については、受験の関係もありリミットが決まっていますので、客観的な評定を出さなければなりません。そのほかの学年については、本来の通知表を書くための材料が整うのが、後半6か月かかるだろうという意見です。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 2学期制については私たちも経験していないので意見が言いにくいのです。後半を6か月とした結果がどうだったかという意見を客観的に言えないから心配なのです。

少し変な言い方で申し訳ないのですが、要するに、自分のしたことが文章や数値ですぐに評価に表れないことになりますよね。先程、春原所長が言った個人面談をやりながら評価をしていくというのは、言葉ではいいけれども、現実的には無理ですよ。途中途中で何か通知表に代わるものを入れていくというのはいいと思うのですが、やはりそれも現実的にはできないのではないかと思います。

ちなみに、6月初旬に保護者の方々に通知を出したときの反応はどうですか。何か意見等は届いていますか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 直接はいただいておりません。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 各学校にも特に届いていないのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、校長等から保護者に意見をもらったという報告もありません。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 おそらくですが、1学期を延ばしたので、では1学期、2学期の2学期制でいいよねという発想だと思うのですよね。後半の6か月を一括りにして3月末に通知表をもらった子どもが、これはただ形として出てきた通知表だと思ってしまう可能性があると思うので心配なのです。校長先生方はどう捉えているのでしょうか。

また、最終的には保護者にどのように説明するのかお聞きしたいです。2学期制にした理由と狙いは一体何だったのかということです。授業時数の確保ではないですよ。

○志田教育長 理由については、先程の説明のとおりということですよ。

春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、そうです。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 それは保護者宛ての通知に書かれているのですか。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 学校への通知には、私がお話ししたような内容を書かせていただきました。

1点目は、子どもたちの学校生活の充実を最優先に考えて、先生方と子どもたちが向き合える時間をしっかり確保し、日常の学校生活を取り戻していくということ。

2点目は、5月25日から段階的に再開はされていますが、通常の1学期での評価となると、期間が短いため、適切な評価をすることが難しいので、今年度に限って、9月30日までを1学期とするということ。

以上の内容で学校にはお知らせしてあります。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 2番目は何となく分かりますが、1番目については授業時数の確保と同じで、2学期制でも3学期制でも同じではないのですか。

○志田教育長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 終業式、始業式だけではなくて、学期末の短縮日課なども含めると、その分の授業時数は増えます。

○志田教育長 大して変わらないが若干増えるということですね。

細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 学期末の事務処理や成績処理に当たる時間を減らし、子どもたちと向き合う時間や声をかける時間など、子どもたちに目を向ける時間を確保するためでございます。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 それを理由としてしまうと、ちょっと難しいのではないですか。今までは事務処理のために子どもと向き合っただけでよかったのかとの意見が出てしまうのではないですか。

しかし、現段階では、後半の6か月については特に何も通知していないのですね。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 はい、そうです。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 初めてのことでですから、どう懸念を払拭していくかは学校によるのでしょうかけれども、せめて学校が苦勞しないよう教育委員会が指示等をしてあげないといけないと思うのです。そういった事前の指示等については教育委員会の仕事だと思います。

○志田教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 校長先生方の意見を聞いた結果、このようになったということは分かりましたけれども、実際、いつ頃から動いていたのか、何回の協議や意見交換の場を持ったのか、検討を始めて内部的な決定、意見の一致はいつ頃だったのか教えてください。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 意見の一致については5月18日でございます。実際に協議を開始した日付については、申し訳ございませんが正確な日付は覚えておりません。出口がよく見えていない状況から、どういった方向でどのようにしていけばよいのかという協議を何回か行ってまいりまして、ある程度が目途がたち、この方針でいきましょうという総意をいただいたのが5月18日でございます。

す。

○志田教育長 篠崎委員。

○篠崎委員 今回の内容は規則改正を伴うものですので、ただの現場の運用の話ではないわけですから、やはり保護者の方々に通知する前に教育委員会議に議題や協議として案を出していただきかけたですね。先程の東小川委員の意見についても、もう少し早い段階で議論するべきだったのではないかと思います。

もちろん現場の先生方の判断ですので、それをこの場で覆そうというつもりはありませんけれども、5月中旬の時点でそこまで話が進んでいたのであれば、正式なものでなくても知っておきたかったですね。

○志田教育長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 篠崎委員のおっしゃるとおりでございまして、本当に申し訳ない形になってしまったと痛感しております。

○志田教育長 富田委員。

○富田委員 大学は2学期制でやっておりますので、私は別の視点で見させていただきました。

今回、ほかの市町村でも2学期制を導入したところがございますので、もしかしたら秋入学への布石なのかなと感じました。

今後、もし2学期制を導入することになれば、科目によっては、3か月ではなく6か月という長い期間でじっくりと学習できる部分も出てきますので、そういったメリットもあるのかなと思っております。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第30号について採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第30号は可決しました。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時46分 閉会

9 議決事項

議案第30号について原案可決